

アメリカにおける課徴金（民事制裁金等）と刑事罰との関係

資料 2 - 2

課徴金（民事制裁金等）

刑事罰

・ 不当利得の吐き出し (disgorgement)

差止命令 (injunction) の付随的命令
(ancillary relief) として利得の吐き出し
(disgorgement) を国へ納付することを命令。

+

・ 民事制裁金 (civil money penalty)

利得と同額 (インサイダーは利得の3倍) 以下

左記の「利得吐き出し」として科された額は刑事上の没収・追徴 (forfeiture) から差し引き。

(注) 没収・追徴は、犯罪行為によって得た不法な利益を保持させない等のために刑事罰に付随して科せられる処分。

刑事罰と併科。

- ・ 民事制裁金と刑事罰の併科は、「二重の危険」にあたらぬとの判例確立。
- ・ 刑事罰（本刑）没収・追徴のいずれとも調整せずに併科。

アメリカの事例

(単位:)ドル

	Citigroup, Inc. (2003年7月)	投資銀行10社 (2002年12月)	Xerox Corporation (2002年4月)	Hugo Salvador Villa Manzo他 (2002年3月)	Credit Suisse First Boston Corporation (2002年1月)
違反行為	取引先企業の不正会計 への関与	投資銀行部門と調査部 門の不当な連携	不正な情報開示	インサイダー取引	新規公開株式の不当な 割当て
不当利得吐出し	6,250万	3億8,750万	-	55万8,750	7,000万
民事制裁金	5,750万	4億8,750万	1,000万	83万8,125	3,000万
その他	-	4億3,250万(調査の独 立確保のための措置) 8,000万(投資家教育の ための拠出)	-	不当利得の期間利息と して10万6,596.83ドルを 賦課	-

不当利得の吐出しと没収・追徴との調整に関する判例

United States of America v. Alfred Elliott (714 F.Supp.380)

1989年6月6日 東地区連邦地方裁判所

[判決要旨]

証券取引委員会（SEC）が提起した民事手続きによって吐出しが明示された不当利得については、重ねて刑事罰としての没収・追徴の対象とされない旨を判示。

民事制裁金と刑事罰の併科は「二重の危険」に当たらないとの判例

John Hudson, Larry Baresel and Jack Butler Rackley v. United States (118 S.Ct.488)

1997年12月10日 連邦最高裁判所

[判決要旨]

通貨監督庁（OCC）の行政処分によって課された民事制裁金及び就業禁止処分は、刑事処分ではなく民事処分であることから、同一の行為に関する刑事手続きを開始しても「二重の危険の禁止」に当たるものではない旨を判示。

課徴金制度の骨格(案)

1．制度導入の趣旨・目的

証券取引法において、刑事罰と業者に対する監督処分を中心とする、これまでの規制の実効性確保の手段（エンフォースメント）に加え、規制の実効性を確保し、違反行為を抑止する観点から、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる課徴金）を導入する。

2．対象とする違反行為

不公正取引

- ・ インサイダー
- ・ 相場操縦
- ・ 虚偽の風説流布

ディスクロージャー違反

証券会社の行為規制のうち作為的相場形成等

3．金額の水準の目安

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止する観点から、必要かつ十分な水準とする。このため、次のような要素を考慮。

違反による利得の吐き出しに十分な水準であるかどうか。

利得の有無・額にかかわらず、一定の額・率の金額を上乗せるかどうか。